

(2017年11月24日講演)

5. 「漁業権について」

水産アナリスト 有菌眞琴委員

漁業権漁業の現状と問題点について説明したいと思う。

漁業権漁業は、既にご存じとは思いますが、定置漁業、区画漁業、それから共同漁業の3つがある。免許の方法によって組合管理漁業権と経営者免許漁業権に分かれるわけである。組合管理漁業権というのは、漁協が免許を受けて漁業権行使規則を定め、それに基づいて組合員が行使する漁業権である。それには共同漁業権と特定区画漁業権が該当する。一方、経営者免許漁業権というのは、経営者に対して直接免許される漁業権であり、それには定置漁業権と区画漁業権、これは特定区画漁業権を除いた区画漁業権が与えられる。漁業権は物権とみなされて、土地に関する規定が準用されている(資料P1)。

免許の手続きであるが、漁業権の免許期間は5年または10年に分かれている。長いほうの10年というのは、共同漁業権と真珠養殖、そして第2種の区画漁業権。要するに規模の大きな養殖業といったものが10年になっており、その他の定置漁業等は5年である。免許に当たって知事が事前に漁場計画を樹立するわけであるが、その際には事前に海区漁業調整委員会の意見を聞いて漁場の利用計画を定め、そして公示する。それに基づいて漁業権の免許を申請させて適格性を審査し、そして優先順位に従って免許するという手続きが行われている(資料P2)。

共同漁業権についてであるが、共同漁業というのは、資料P3に書いてあるように組合員が共同で利用して営む小規模な漁業であり、下の表のように第1種～第5種に分かれている。第1種共同漁業というのは、定着性水産動植物を目的とするあさり漁業等である。第2種共同漁業というのは、網漁具を移動しないように敷設して営む漁業で、小型定置網漁業等が該当する。第3種共同漁業というのは、網を打ち回して魚を取る地引き網漁業等が該当する。第4種共同漁業というのは、特殊な漁業であるが、寄魚漁業等が該当するわけである。そして、戦後新たに設けられたのが第5種共同漁業で、内水面漁業に与えられた漁業権がある。

共同漁業権の法的性格についてであるが、共同漁業権は組合にしか免許されない。対象とする漁業は、原則として組合員の誰でもやれる漁業、そして他の組合との入り会い関係がない漁業といったものが共同漁業権の漁業とされている。

共同漁業というのは排他的効力を有するので、第1種共同漁業の対象であるアワビ等を漁業権者である組合に無断で採捕すれば、漁業権侵害として告訴され、罰金刑に処せられる。いわゆる漁業法で第143条に親告罪が適用されると書かれている。ただし、タイ等を釣りによって捕っても、特に共同漁業権の操業の妨害をしない限り、漁業権侵害には当た

らない（資料 P4）。

具体的に現場でどのように漁業権が設定されているかであるが、資料 P5 は南北が横になっている。右側が北九州市、左側が下関市、山口県の事例である。関門海峡があり、瀬戸内海に通じているところであるが、例えば関門海峡のような狭いところは県の中央に共同漁業権の線が引かれており、緑の線の第 1 種とか第 2 種共同漁業権が設定されている。そして、外側に海が開けてくると、オレンジ色の共同漁業権であるが、第 1 種共同漁業権が地側に設定されている。そして、その沖側に第 2 種と第 3 種の共同漁業権が設定されている。そして、第 1 種の共同漁業権の内側も、第 2 種、第 3 種の共同漁業権で操業できる区域と重なっている。さらに、沖合の蓋井島周辺には地先に第 1 種共同漁業権が設定され、そしてベース状の第 2 種共同漁業権というものが設定されている。一般的にこういったような形で、この中に定置網があるわけである。

共同漁業権の問題点についてであるが、共同漁業権は組合が定める漁業権行使規則に基づいて組合員が行使する漁業権であるから、漁業管理あるいは資源管理の問題には免許された組合が自治的に対応することを基本原則としている。その仕組みは江戸時代から引き継がれてきた慣行によるのである。

こうした組合管理の仕組みというのは、わが国のような多種多様な漁業が存在する沿岸漁場における操業調整とか漁業紛争の解決には一定の効果を発揮しているが、科学的観点に乏しいことから、わが国における沿岸漁業衰退の大きな要因になっていると受け止められている（資料 P6）。

資料 P7 は沿岸漁業の状況がどうなっているかを図示したものであるが、図 1 は沿岸漁業の生産量の推移を示している。1985 年にはピーク時 226 万 8 千トンあったが、現在は 100 万トンを切って 99 万 1 千トン、44%にまで 6 割程度減少している。

図 2 は沿岸の漁場の生産力を如実に反映するアサリの漁獲量の推移を示したものであるが、ピーク時には 16 万トンあったものが、現在では 1 万トンを切って 8,500 トン、実にピーク時の 5%にまで激減しているわけである。こういうことは資源管理に由来するものであると同時に、やはり漁場の海の利用に係るいろいろな制度の問題がある。

海は自分たちの海だと多くの漁業者の方は理解されており、漁業権は水面の支配権・所有権であると誤解をされている方が多い。船の航行とか、あるいは遊漁等レジャーとの間のトラブルの発生とか、漁業補償をめぐるさまざまな権利の乱用が多発しているのが実態である。法律上、漁業権は、水面の利用権、採捕権または養殖権であると一般的に解説されているところである。

また、大きな問題が海の埋め立てである。海の埋め立ては公有水面埋立法に基づいて行われているわけであるが、その法律の所管が規制官庁ではなく、開発行為主体の国交省に置かれており、その免許も都道府県の土木担当部署が一般的に行っている。そういうことから過去公共の福祉の名の下に大規模な埋め立てが行われて、水産生物の再生産と水質浄化機能を果たす重要な藻場・干潟が広範囲に消失した。明治以降、おおよそ 500 平方キロ

メートルもの藻場・干潟が埋め立てによって消失した。

加えて、沿岸漁業の経営が近年急速に悪化しているが、そのために漁業権放棄による多額の漁業補償金を当てにした漁場の埋め立てが各地で横行し、それが漁場の荒廃に一層の拍車を掛けることになっているといった実態がある（資料 P8）。

こうした問題を解決するためには、私たち国民が持っている環境権、自然公物利用権を漁業権と同列に認識・評価する制度へと変えていく必要がある。併せて漁業法の改正で目指しているように、水産資源は国民共有の財産であるという認識の下で、その採捕権を国民から負託された漁業者は、資源の持続的利用に努めるとともに、環境との関係において水産動植物の保全と環境を保全する義務を負っているという漁業制度に変えていく必要があるのではないかと思うわけである（資料 P9）。

次に、区画漁業権について説明する。区画漁業権というのは、資料 P10 の表に示されているように、第 1 種から第 3 に分かれている。第 1 種区画漁業権というのは、一定の区域においてひびとか小割網等を敷設して営む養殖業であり、一般的なかき養殖業等、広く見られる養殖業は、大体この第 1 種区画漁業権に該当しているわけである。第 2 種区画漁業権というのは、湾を堤防とか網で仕切って営む規模の大きな養殖業がこれに該当する。第 3 種は、それ以外のホタテガイ等の地まき式貝養殖業が該当しているわけであるが、このうち地元漁協等に優先的に免許されるものが特定区画漁業権である。それ以外は法定の優先順位に基づいて経営者に直接免許されているが、特定区画漁業権は、この表で白抜きになっているところが該当する。

資料 P11 の法定順位については、ややこしいし、前回ここで説明したので時間の関係上省略させてもらうが、一番問題になるのが、特定区画漁業権の優先順位である。地元漁協等が第一順位で免許を与えられるということではいろいろな問題が生じている。後ほど桃浦かき生産者合同会社の関連で報告があろうかと思うが、とにかく物議を醸しているのが、この特定区画漁業権の取り扱いである。

海面養殖業の現状であるが、時間の都合上資料 P12 の文章は省略させてもらって、グラフで説明させてもらう。資料 P13 の図 3 は、海面養殖生産量と生産額の推移を示している。ブルーが魚類養殖、黄色が貝類養殖、グリーンが海藻の養殖である。これをご覧になってもらうと分かるが、ピーク時には 134 万 4,000 トンあった養殖生産量が、現在は 103 万トンまで約 2 割近く減少している。一方、生産額については、近年単価の上昇によって生産額は伸びてきている。

図 4 は、経営体数の推移を示している。1968 年には 7 万 2,000 経営体あったものが、現在は 1 万 5,000 経営体を切るまでに、5 分の 1 までに減少してきている。この大きな減少は、ノリ養殖の経営体数が急激に減少していて、ワカメもそうであるが、藻類養殖の経営体数が減少している関係がここに見て取れる。

資料 P14 は魚類養殖の魚種別生産量の推移である。下側のブリ類養殖は、1980 年代に入って今のレベルを生産して、現状維持からやや減少傾向にある。その他マダイとかギンザ

ケといったものは、1980年代に入って急速に生産量を伸ばしたが、現在は減少から停滞といった推移を示している。唯一この中でクロマグロのみが、近年になって生産量を伸ばしているような傾向になっている。

資料 P15 は単位生産量すなわち一経営体当たりの平均の生産量を示したものであるが、折れ線グラフの推移をご覧になって分かると思うが、ブリ類は急速に経営規模拡大を図ってきている。マダイ・ホタテ・ノリも、経営規模の拡大を図ってきているのが読み取れる。

このようにブリ類養殖が急速に経営体規模を拡大しているのだが、この経営状況が一体どうなっているのかを示したのが資料 P16 である。ブリ類養殖の経営体、10年間の経営状況の平均値の推移で、これは会社経営体をとっている。横軸のほとんどゼロのところに漁労利益がグリーンで示されているが、マイナスから近年になって2014年から2015年は4億程度の売り上げの中で4,000万円程度、1割程度の漁労利益が上がるという状態があったが、直近の調査によると2016年には漁労利益が126万8,000円と、ほとんど利益が出ていない、もうからない状況が生じている。

この原因が何かということであるが、右側に支出構成を示しているが、餌代が経費の中の72%を占めている。直近でも73%になる。この餌代が非常に大きな割合を占めている理由については、近年、フィッシュミールの価格が15年間で4倍以上に高騰している。餌は通常多くを輸入のフィッシュミールに頼っている中で、成り立たないような状況になっている。餌代の次に割合の大きいのが種苗代であるが、餌代と種苗代を合わせれば8割から9割で、まさに変動費率が80%~90%で経営が極めて不安定な、もうからない状況が続いているということが分かってもらえるのではないと思う。

資料 P17 は現在の魚類養殖業の販売金額階層別経営体数の分布を棒グラフで示しているが、ご覧になって分かってもらえると思うが、マダイが赤の棒グラフで、modeが5,000万円のところにある。ブリ類養殖が水色のところで、1億円のところにmodeがあるわけである。ということは、多くの経営体が個人経営ではやっていけない状況がここに生じていることが明らかに読み取れるわけである。

資料 P18 は漁業センサスの直近のものによって組織別の経営体数の割合を示したものであるが、黄色の魚類計の平均で会社経営体のところを見ると、35%がもはや会社経営体になっている。それ以外ではクルマエビで67%ぐらいが会社経営体であるが、ほかのところは魚類以外計で見ると3%で、ほとんどが今会社経営体に魚類養殖は移ろうとしていることが読み取れるわけである。

区画漁業権の問題点についてであるが、養殖規模の拡大が急速に進んでいる小割式魚類養殖業は、先ほども申したように、特定区画漁業権として地元漁協に優先的に免許されているから、企業がここに参入することになると、漁協の組合員となり、そして限られた養殖規模と各種制約の中で、不透明かつ多額の経費支出を強いられるということで、企業の持つ経営能力を十分に発揮できない状況に陥っているということが言えるわけである。最近の調査によると、この漁業権行使料はいろいろな名目で取られているが、先ほどの利益

がほとんど出ない中で、多いところでは 2,000 万円以上の行使料を取られている経営体もあるわけである。そして、多額の資金を要するマグロ類等の小割式魚類養殖業にとっては、この特定区画漁業権の免許期間が 5 年間では短過ぎるということで長期の経営戦略が立てられない、そして、そのことが経営の不安定化・不健全化を招く大きな要因にもなっているわけである。このため漁業法の特定区画漁業権、優先順位、漁業権の存続期間の各規定については早急に見直さなければならないわけであるが、その際には経営能力を評価基準に入れて、その養殖経営の健全化と養殖業の持続的発展が望めるよう十分に配慮する必要があるということである（資料 P19）。

最後に、定置漁業権について説明する。定置漁業というのは、前回も説明したが、身網の設置される水深が 27 メートル以上の規模の大きな大型定置漁業、それと北海道においてはサケ・マスを対象とする定置漁業、これが定置漁業権として設定されているものである。その存続期間は 5 年間である。さらに、その免許の優先順位は、資料 P20 に①から④まで順位を付けて書いてあるが、第 1 優先順位が地元漁民の 7 割以上を含む法人すなわち漁協であったり、または生産組合であったり、漁民会社であったり、となっているわけである。第 2 順位が地元漁民の 7 人以上で構成される法人で、生産組合とか漁民会社が該当している。

こういった状況で優先順位が付けられているわけであるが、その漁獲量の推移がどうなっているか見てみると、資料 P21 の図 10 は大型定置漁業の漁獲量の推移を示したものである。ピーク時には 37 万 2,000 トンもあった大型定置漁業の漁獲量が現在は 21 万 2,000 トン、57%程度にまで減少しているわけである。

図 11 のサケの定置漁業は、さらにその減少傾向に著しいものがあり、21 万 5,000 トンから 8 万 8,000 トンまで、このように短期間に 41%まで急激に減少している。2017 年にはさらにサケの回帰率が下がって今取れない状況で、前年よりも 3 割ぐらい減少するというような情報も入っている。サケの定置については極めて深刻な漁獲量の減少が起きているわけである。

この問題点についてであるが、漁協は、やはりその漁場において漁業調整を図ったり漁場管理をする強力な権限を持っているから、民間で定置漁業を営む場合に表面化しない取引とか、利害のある漁法の排除など、不合理な行為を行っている場合が多々あるということが聞こえてきている。

また、先ほども申したように漁場行使料等さまざまな名目での対価性のない金銭の徴収が存在しており、それが事業者の負担になっているということがある。さらに、定置漁業はご存じのように初期投資が非常に大きいわけであるが、それにもかかわらず漁業権の存続期間は 5 年と非常に短いと、そういう中での回収は不可能とされており、それが経営の不安定化や新規参入の阻害要因になっていることが指摘されているわけである（資料 P22）。

以上で漁業権漁業の説明を終わりたいと思うが、非常に大きな問題を抱えて、制度改正が必要になっていることが分かってもらえたのではないかと思います。ありがとうございます

た。(拍手)